

○さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

平成12年9月1日

改正

平成14年4月1日

平成16年4月1日

平成19年4月1日

平成25年4月1日

令和3年3月3日

さむかわ男女共同参画プラン推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 本町における男女平等参画社会の実現をめざし、行政等と連携して、女性行政を総合的に推進するため、さむかわ男女共同参画プラン推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) さむかわ男女共同参画プランの策定及び推進に関すること。
- (2) 女性を取り巻く諸問題解決のための施策のあり方に関すること。
- (3) その他推進協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町教育委員会委員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 町内の企業関係者
- (4) 一般公募者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要があると認めたときに招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の定数の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、町民部町民窓口課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成12年9月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず当該任命の日から平成14年3月31日までとする。

附 則（平成14年4月1日）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月3日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。